

令和8年7月7日
産業廃棄物処理セミナー

産業廃棄物の 不適正処理事案について

不適正処理事案から学ぶ適正処理と知っておきたい実務のポイント

福島県 産業廃棄物課

この中に
廃棄物処理法違反は
いくつあるでしょう？

～皆さんならいくつ気付きますか？～

事例1

廃棄物の種類

オフィスから出た紙の廃棄を産業廃棄物処理業者へ委託した

事例2

委託契約（その1）

処分を急いでいたため、契約書を締結する前に搬出した

事例3

委託契約（その2）

産廃処理委託契約をする際に委託する産廃の数量が分からなかったため、契約書に記載せずに契約した

事例4

許可の確認

廃油の処分を委託したが、後からその事業者が廃油の処分業の許可を持っていないことが分かった

事例5

マニフェストの交付

建物を解体して出たスレート板に石綿が含まれていたが、マニフェストにがれき類だけ記載して交付した

事例6

処分の確認

処分業者へ委託した後、マニフェスト（E票）が戻ってきたかを確認せず、マニフェストを廃棄してしまった

廃棄物処理法違反が企業に与える影響

法令違反は企業に**大きな損失**をもたらします
違反を防ぐことが企業と地域社会からの**信頼を守ること**につながります



法的責任

- 刑事罰（拘禁刑・罰金）
- 行政処分（改善命令・措置命令）
- 損害賠償責任

経営への影響

- 社会的信用の低下
- 企業イメージの失墜
- 取引先からの信用喪失
- 受注機会の減少

現場への影響

- 業務改善への対応
- 社内調査・再発防止対策
- 従業員への教育の実施

■ 適正処理のために押さえたい3つのポイント

1. 産業廃棄物を正しく理解する
2. 適正処理の流れを理解する
3. マニフェスト制度を理解する

適正処理は一つひとつの確認を確実に行うことで実現できます

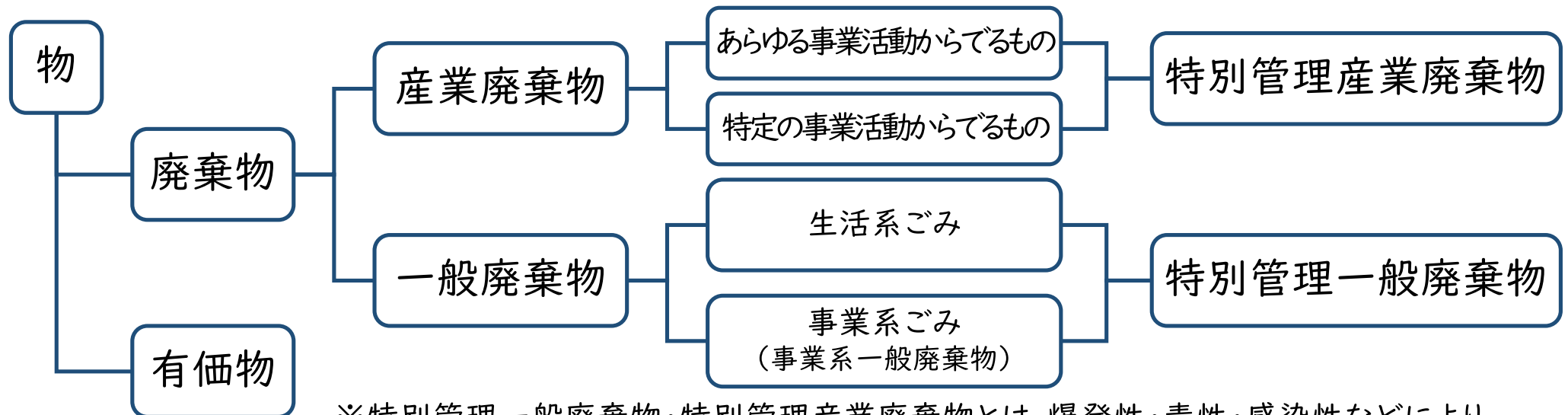
産業廃棄物を正しく理解する

- 一般廃棄物と産業廃棄物の違いとは
- 産業廃棄物の種類と分類とは
- 排出事業者責任とは

廃棄物とは

占有者が自分で利用、他人に有償譲渡できないために**不要**となった固形状、液状のものです（気体は廃棄物に**該当しません**）

産業廃棄物 事業活動によって生じた廃棄物 **20種類**
一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物



※特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物とは、爆発性・毒性・感染性などにより人の健康や重大な被害を及ぼす恐れがある性状を持つ廃棄物のこと

産業廃棄物の種類と分類



汚泥



廃プラスチック類



紙くず



木くず

あらゆる事業活動からでるもの

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、廃油、
廃酸、廃アルカリ、金属くず、ガラスくず等、
鉋さい、がれき類、ばいじん など

特定の事業活動からでるもの

紙くず ……パルプ製造、出版業 など
木くず ……木材製造業 など
繊維くず…繊維工業 など
動植物性残さ…食品製造業 など

排出者の責任とは

- 産業廃棄物を排出した者は、
自らの責任において
適正に処理しなければなりません
- 産業廃棄物の処理を
他人に委託した場合であっても、
排出事業者が処理責任が
あることに変わりはありません

適正処理の流れを理解する

- 産業廃棄物の処理の流れ
- 実務のポイント（委託契約）
- 実務のポイント（許可証に記載されていること）

産業廃棄物の処理の流れ

製造工場の場合

製品の受注

製品の製造

産業廃棄物の
処理委託

発生した産業廃棄物の
保管

産業廃棄物処理
施設までの運搬

産業廃棄物処理
施設での処分

適正処理の
完了



解体工事の場合

解体工事の
請負契約

事前調整
委託契約

解体等工事

発生した産業廃棄物の
保管

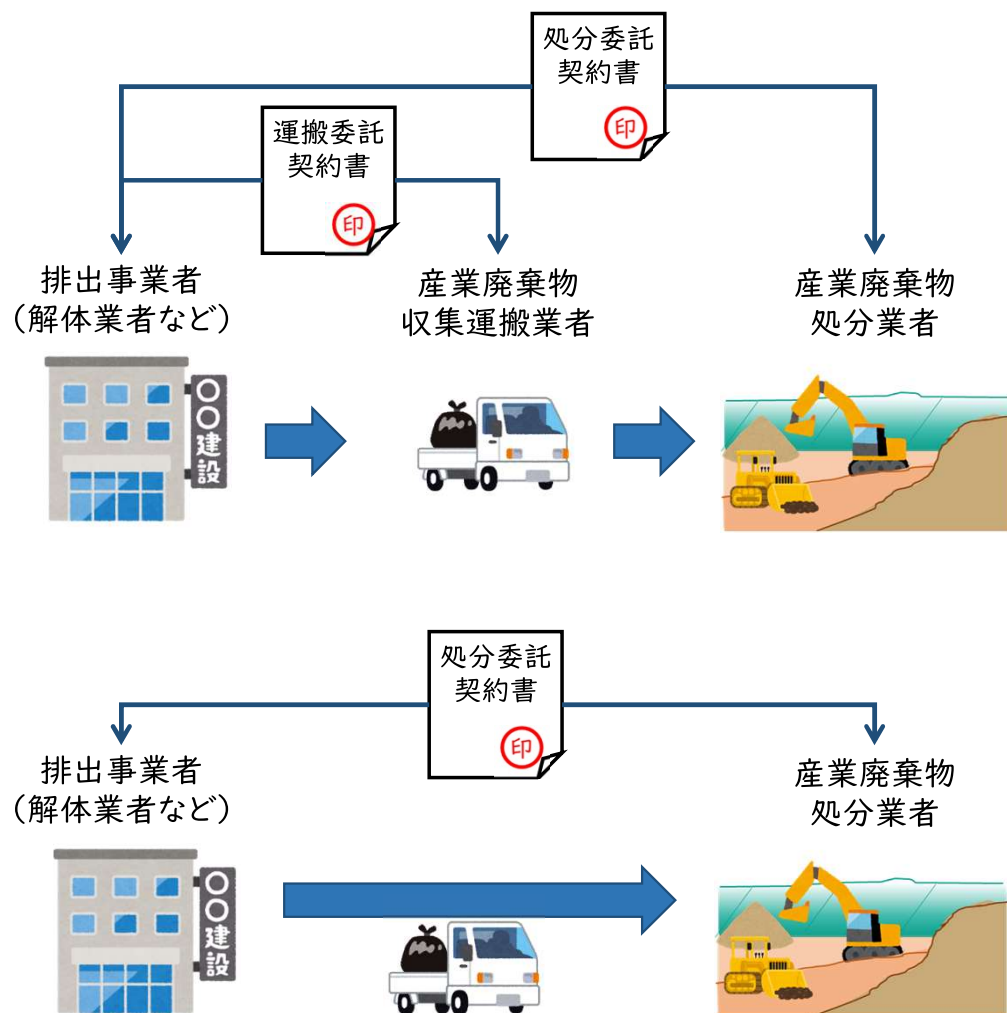
産業廃棄物処理
施設までの運搬

産業廃棄物処理
施設での処分

適正処理の
完了



実務のポイント(委託契約書)



- 産業廃棄物の処理（収集運搬、処分）を他者へ委託する際、委託契約書を締結しなければなりません
- 契約手続き**が終わらないと産業廃棄物を**処理を開始**できません

- 委託契約は書面で行う必要があります
- 委託契約には盛り込まなければならない項目があります
 - ① 委託する産業廃棄物の種類と数量
※数量は予定でも構いません
 - ② 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
 - ③ 処分又は再生を委託するときは、所在地、その方法及び処理能力

実務のポイント(許可の確認)

(許可証の例)

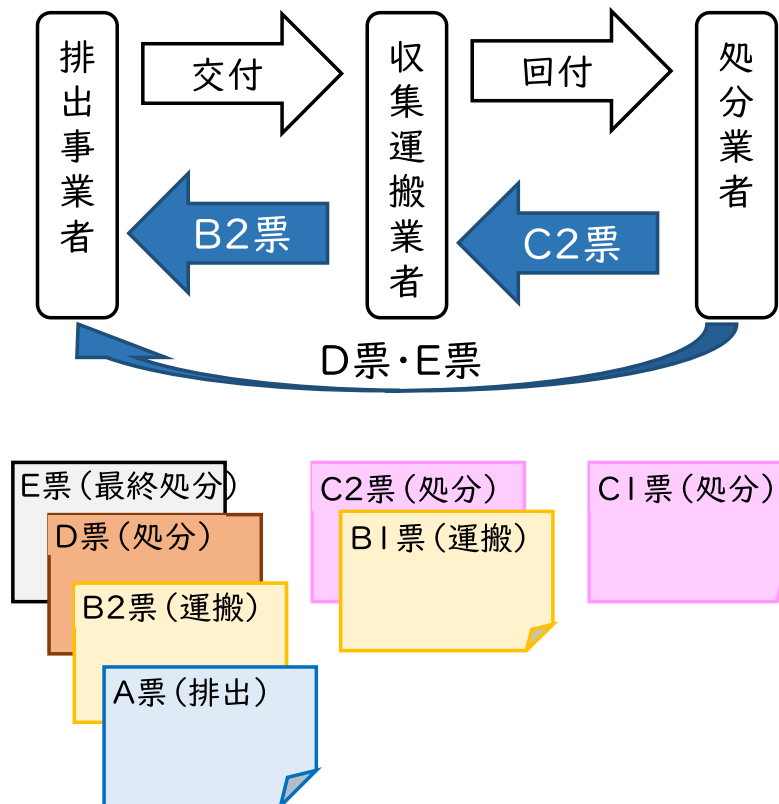
許可番号 第0070△××××××号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住所 福島県〇〇… 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 廃棄物の処理及び清掃に関する法律…	
福島県〇〇地方振興局長 〇〇 〇〇	
許可の年月日	令和〇年〇月〇〇日
許可の有効年月日	令和〇〇年〇月〇〇日
I 事業の範囲 (1) 事業の区分 収集運搬(積替え及び保管行為を含まない。) (2) 産業廃棄物の種類 ①汚泥②…③廃プラスチック類④がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、……を除く。)	

- ✓ 産業廃棄物収集運搬、処分業の許可ですか
- ✓ 福島県、中核市の許可ですか
知事(または各地方振興局長)、中核市長の許可となっていますか
- ✓ 許可の有効年月日が切れていませんか
- ✓ 事業の範囲に委託する産業廃棄物の種類が含まれていますか

マニフェスト制度を理解する

- ・ マニフェスト制度とは
- ・ 処理状況の確認方法
- ・ マニフェストの交付方法

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度の仕組み



- 排出事業者が処理を委託する産業廃棄物の性状などを伝達するためのツールです
- 排出事業者が処理の進捗を確認するための大事な役割があります
- **4つの義務**があります

交付義務	処理受託者に引き渡す際に種類や数量などを記載したマニフェストを交付
措置義務	処理終了報告が定められた期間内でない場合、処理状況を把握、適切な措置を講じる
保存義務	5年間保存
報告義務	紙マニフェストの交付枚数の報告が必要（翌年の6月30日まで）

実務のポイント(産業廃棄物管理票)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日 平成 年 月 日	交付番号 21318844540	登録番号	交付担当者 氏名
事(排出者) 氏名又は名称 住所 干 電話番号		事(排出者) 名称 所在地 干 電話番号	
☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☐ 種類(特別管理産業廃棄物) 数量(及び単位) 荷姿		産業廃棄物の名称 有害物質等 処分方法 備考・通信欄	
中間処理 産業廃棄物 ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり 名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり			
運搬受託者 氏名又は名称 住所 干 電話番号		運搬先(処分事業者) 名称 所在地 干 電話番号	
処分受託者 氏名又は名称 住所 干 電話番号		積又は保管 名称 所在地 干 電話番号	
運搬の委託 (受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印	運搬 終了年月日 平成 年 月 日
処分の委託 (受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領印	処分 終了年月日 平成 年 月 日
最終処分を行った場所 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)		照合確認	数量(及び単位) B 2 票 平成 年 月 日 D 票 平成 年 月 日 E 票 平成 年 月 日

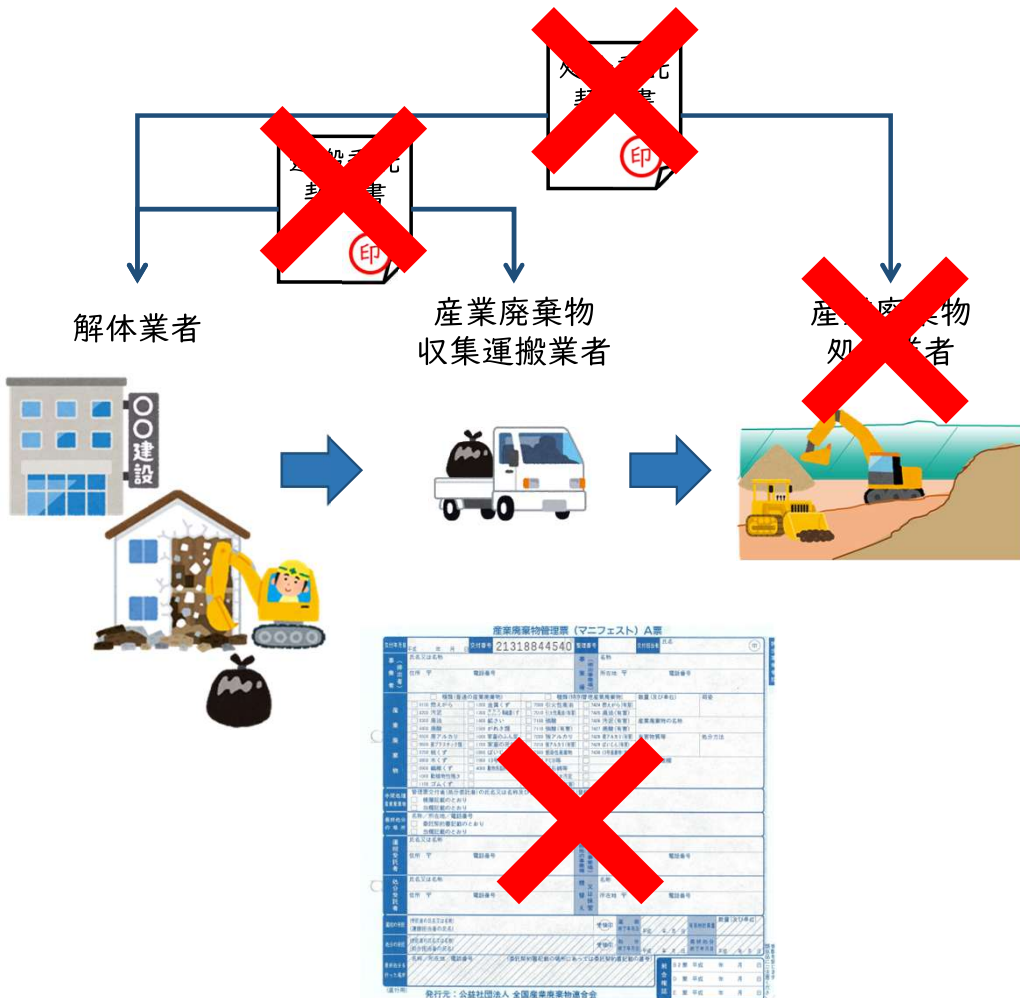
(発行用) 発行元: 公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

- 種類ごと、運搬ごと交付
- 数量も記載(重量である必要はない)
- 水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合にはその旨を記載

産業廃棄物管理票の入手には
産業廃棄物処分業者へお問合せいただくか、
(一社)福島県産業資源循環協会までお問合せください

違反行為・罰則の事例

違反行為・罰則の事例

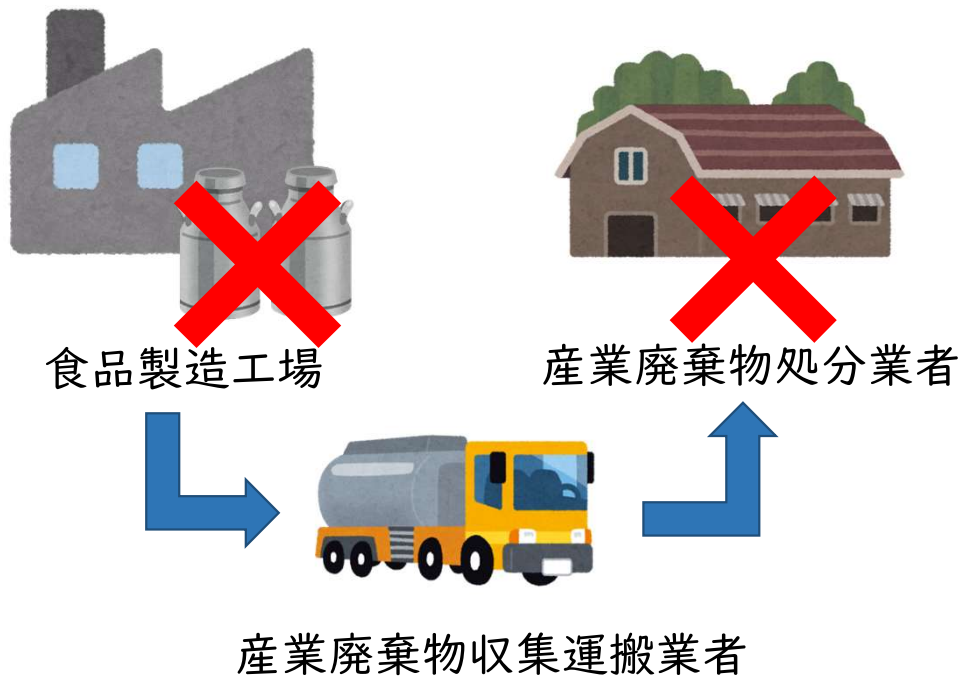


- 書面による契約を行わずに収集運搬を委託
- 解体工事で発生した産業廃棄物の処分を許可のない事業者に委託
- 産業廃棄物を引渡す際、産業廃棄物管理票を交付していなかった

委託基準違反、管理票交付義務違反

産業廃棄物収集運搬業の全部停止の行政処分

違反行為・罰則の事例



- 牛乳・乳飲料製品の製造不良品、製造ラインを洗浄した際に発生した液状の産業廃棄物を動植物性残さとして処分を委託
- 動植物性残さとして処分した事業者は廃酸、廃アルカリを処分する許可がなかった

排出事業者

産業廃棄物委託基準違反

産業廃棄物管理票虚偽記載

産業廃棄物処分業者

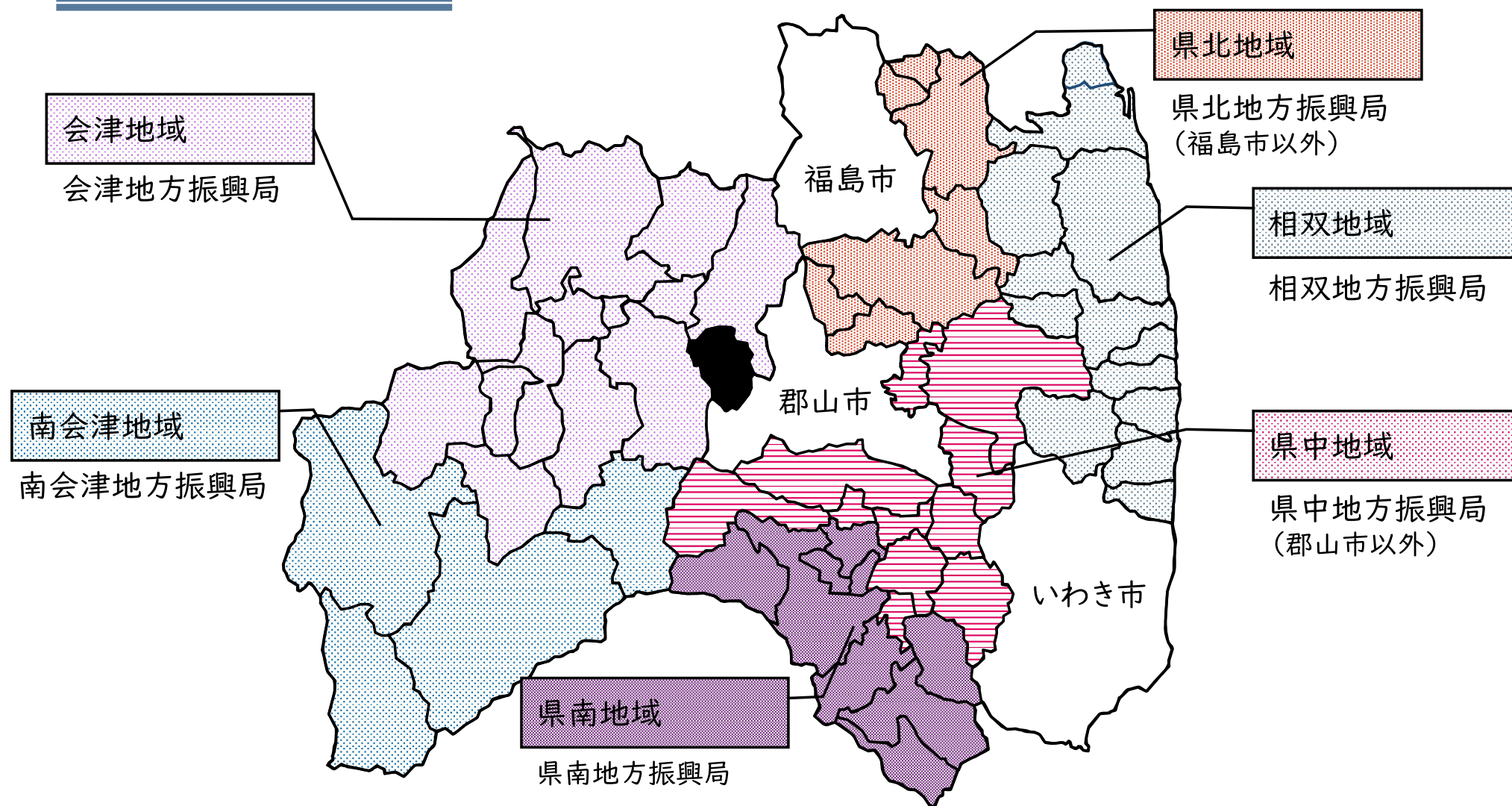
事業範囲の無許可変更

廃棄物処理法違反は大きな損失

法令遵守 適正処理



相談窓口



問合せ先

担当課

所在地・連絡先

県北地方振興局
県民環境部 環境課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16
電話:024-521-2722

県中地方振興局
県民環境部 環境課

〒963-8540 郡山市南1-94
電話:024-935-1502

県南地方振興局
県民環境部 環境課

〒961-0971 白河市昭和町269
電話:0248-23-1420

会津地方振興局
県民環境部 環境課

〒965-8501 会津若松市追手町7-5
電話:0242-29-3908

南会津地方振興局
県民環境部 県民環境課

〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1
電話:0241-62-2061

相双地方振興局
県民環境部 環境課

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
電話:0244-26-1237

いわき地方振興局
県民部 県民生活課

〒970-8026 いわき市平字梅本15
電話:0246-24-6203

問合せ先

担当課

所在地・連絡先

福島市
環境部 廃棄物対策課

〒960-8601 福島市五老内町3-1
電話:024-529-5266

郡山市
環境部 ごみ減量推進課

〒963-8601 郡山市朝日1-23-7
電話:024-924-2181

いわき市
生活環境部 廃棄物対策課

〒970-8686 いわき市平字梅本21
電話:0246-22-7604